

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380062

研究課題名(和文) 罪刑法定主義の要請を基軸とする管轄権理論の再構成

研究課題名(英文) Restructuring the Theory of Jurisdiction in Light of the Principle of Legality

研究代表者

竹内 真理 (Takeuchi, Mari)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：00346404

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、罪刑法定主義の要請に焦点を当て、それが理論上・実行上どのように管轄権行使を制約するのかを検証することを目的とした。

研究の主な成果として、第1に、罪刑法定主義の要請は、管轄権行使を制約する要因として働きうる。またそうした罪刑法定主義の要請を受け、国家実行においては、国内立法や執行過程において予見可能性を確保するための一定の要件や手続きを設けていることも確認した。第2に、一部の条約において国内法制の統一が図られていることは、第一義的には司法協力を容易にする機能を果たすものであるが、同時に、法の内容や法廷地に関する予見可能性を確保する機能をも果たしうることを確認した。

研究成果の概要(英文)：This research project aimed at restructuring the theory of jurisdiction by assessing how the principle of legality restrict the exercise of jurisdiction in an actual context.

The research outcomes are as follows. First, this project has achieved to confirm that the principle of legality actually functions as restrictive factors upon the exercise of jurisdiction. In response to the requirement of the principle of legality, states have established certain conditions for the exercise of jurisdiction or procedural requirements to ensure the foreseeability of law and forum for the accused. Second, this project has also succeeded in obtaining an insight that while the harmonization of the criminal law and procedure that certain multilateral conventions have sought to achieve functions as a facilitating factors for the international cooperation, it also functions as factors to ensure the foreseeability of law and forum for the accused.

研究分野：国際公法

キーワード：国際法 管轄権 罪刑法定主義 刑事法 人権

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の議論においては、外国国家の権利を、管轄権行使を制約する要因と捉える傾向にあった。すなわち、第1に、一国が外国領域内で行われた行為に対して立法管轄権を行使することは当該領域国の権利に影響を与えるものであり、国際法上の正当化事由を必要とする、第2に、一国が他国の領域内で執行管轄権を行使することは禁止されているから、国外犯事案において訴追・裁判を行うためには、被疑者の身柄や証拠の確保において、それらの所在地国の同意を得なければならないという考え方である。

他方で、有力な学説によって、領域国の権利はそれ自体として他国の立法管轄権行使を妨げるものではないことが指摘されるようになり、上記の議論状況は徐々にその妥当基盤を掘り崩されつつあった。

2. 研究の目的

以上のような背景の下で、本研究は、外国国家の権利に代わって、改めて管轄権行使に対する制約としての重要性を増しつつある被疑者個人の権利に焦点を当て、それが理論上・実行上どのように管轄権行使を制約するのかを検証することを目的とした。

具体的には、管轄権の域外適用の文脈では法の内容及び法廷地に関する予見可能性を期待することができないことが問題となることから、こうした予見可能性が確保されない場合に控訴を無効又は無効としうる罪刑法定主義の要請に着目し、それがそもそも管轄権行使を制約しうるのか、しうるとして、どのように制約し得るのかを分析することとした。

3. 研究の方法

研究の方法として、まず国内外の罪刑法定主義に関する学説の検討を行い、さらに、関連する国内外の判例の分析を行った。

併せて様々な条約実践を取り上げることで、罪刑法定主義の要請の現代的な意義についても検討を行った。

4. 研究成果

研究の主な成果としては、開始時の仮説をある程度実証しえたことを挙げることができる。すなわち、罪刑法定主義の要請は、管轄権行使を制約する要因として働きうる。またそうした罪刑法定主義の要請を受け、国家実行においては、国内立法や執行過程において予見可能性を確保するための一定の要件や手続きを設けていることも確認した。さらに、一部の条約において国内法制の統一が図られていることは、第一義的には司法協力を容易にする機能を果たすものであるが、同時に、法の内容や法廷地に関する予見可能性を確保する機能をも果たしうることを確認した。

以上の成果は随時研究論文として公表した他、科研を利用して実施した国際ワークショップで内外の研究者らと意見交換をすることで、議論を深めることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

竹内真理「日本のサラリーマンが国際カルテル容疑で米国に処罰される? 国家管轄権の域外適用」『国際法で世界がわかる』(岩波書店、2016年12月)査読無、116-125頁。

竹内真理「国際刑事裁判所規程」『法学教室』査読無、434号(2016年11月、138-144頁)。

竹内真理「国際法における国家管轄権行使に関する基本原則」鶴田順編『海賊対処法の研究』(有信堂高文社、2016年6月)査読無、83-97頁。

竹内真理「テロ関連諸条約」『法学教室』査読無、428号(2016年5月)114-120頁。

Mari Takeuchi, 'Implementing International Norms to Fight Against Terrorism—the 2014 Amendment of the Act on the Punishment of Financing of Offences of Public Intimidation', *Japanese Yearbook of International Law*, 査読無、vol.58 (February 2016), pp.369-383.

竹内真理「難民条約」『法学教室』査読無、423号(2015年12月)113-119頁。

Mari Takeuchi, 'Universal Jurisdiction in a Context: From Dialectic to Dialogue', in Shotaro Hamamoto, Akiho Shibata & Hironobu Sakai eds., "*L'être situé*", *Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in honour of Professor Ryuichi Ida*, Leiden, Brill/Nijhoff (2015), 査読無、pp.89-111.

竹内真理「国際犯罪に対する普遍管轄権の行使条件を巡る最近の展開」『岡山大学法学会雑誌』査読無、第64巻3・4号(2015年3月)77-102頁。

Mari Takeuchi, 'Beyond Dichotomy between Deduction and Induction—Critical Appraisal on the

Approaches to Universal Jurisdiction—', *Okayama Law Journal*, 査読無、Vol.64 No.2 (December 2014), pp.136-97.

〔学会発表〕(計 1 件)

Mari Takeuchi, 'Criminalization of the UN Security Council Measures', at Symposium on "Diversity of Transnational Criminal Justice", Co-organized by Kobe University, Graduate School of Law and the Queen Mary Criminal Justice Center, 10 April 2015.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

竹内真理 (TAKEUCHI Mari)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・
教授

研究者番号 : 00346404

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :

(4)研究協力者

()